

函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が来庁者に窓口で証明書等を交付する際の受付番号の発券、受付番号のモニター表示および音声案内ならびにホームページ上で待合状況の公開を行うシステムであって、その一部に民間企業等の広告が表示されるもの（以下「番号表示システム」という。）の無償貸与に関し、函館市広告掲載要綱および函館市広告掲載基準に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 番号表示システムの設置場所は、市民部戸籍住民課、亀田支所および湯川支所の窓口とする。

(設置期間)

第3条 番号表示システムの設置期間は、5年間とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、設置期間を変更することができる。

(番号表示システムを無償貸与する者の募集)

第4条 番号表示システムを市に無償貸与する者（以下「貸与者」という。）の募集は、本市ホームページおよびその他市長が必要と判断した方法により行う。

(無償貸与の申込み)

第5条 市に対する番号表示システムの無償貸与（以下「無償貸与」という。）の申込みをしようとする者（以下「貸与申込者」という。）は、函館市広告付受付番号表示システム無償貸与申込書（様式第1号）に暴力団の排除に関する誓約書（様式第2号）を添えて、市長に提出するものとする。

(貸与者の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その提出された書類の内容について函館市広告付受付番号表示システム無償貸与者選定委員会において審査を行い、また必要に応じてプレゼンテーションの機会を設け、貸与者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸与者を決定したときは、その結果を貸与申込者に函館市広告付受付番号表示システム無償貸与者決定通知書（様式第3号）および函館市広告付受付番号表示システムの無償貸

与について（様式第4号）により通知するものとする。

（協定書の締結）

第7条 市長は、番号表示システムの製作および無償貸与に関して、貸与者と協定書を締結するものとする。

（留意事項）

第8条 貸与者は、番号表示システムの製作のため掲載する広告を募集する場合においては、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

2 貸与者は、番号表示システムを製作するに当たり、事前に使用する色、形状その他の仕様および掲載する広告の内容について、市長と協議し製作の承諾を受けなければならない。

3 貸与者は、無償貸与する番号表示システムの仕様ならびに納品時期および場所について市長の指示に従わなければならない。

4 貸与者は、広告とともに市の行政情報を番号表示システムにて放映しなければならない。

5 貸与者は、市と協議のうえ、番号表示システムで放映する広告の内容を掲載した紙媒体および紙媒体を掲出するためのラック（以下「附帯設備」という。）を設置することも可能とする。

6 前項の附帯設備については、第1項から第3項まで、次条および第10条第1項から第3項までの規定を準用する。

（経費の負担）

第9条 番号表示システムおよびコンテンツの製作に要する費用は、全て貸与者の負担とする。

2 番号表示システムの設置取付、保守・維持管理および撤去にかかる費用は、全て貸与者の負担とする。

3 本市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により番号表示システムに変更の必要が生じたときの移設または増設に伴う費用は、全て貸与者の負担とする。

4 番号表示システム使用のための庁舎使用料および電気料金は、全て貸与者の負担とする。

5 番号表示システムのロール紙等の消耗品は、全て貸与者の負担とす

る。

(問題発生時の対応体制)

第10条 貸与者は、定期的に番号表示システムのメンテナンスを実施するとともに、故障、事故等の緊急時の対応体制を整え、速やかに対応すること。

2 貸与者は、番号表示システムまたは広告に関する苦情その他の問題が発生した場合においては、その責任を負い、速やかに解決するよう努めるものとする。

3 市長は、番号表示システムまたは広告の内容が函館市広告掲載要綱第3条各号または函館市広告掲載基準第2条各号の規定に反していると認められるときは、当該番号表示システムの設置または広告の放映を中止するものとする。この場合においては、貸与者は速やかに代替の番号表示システムまたは広告を市に提供するものとする。

4 放映するコンテンツがなく、広告枠に空き時間が生じる場合、貸与者は市長と協議し、行政情報等の放映に支障がないよう措置を講じること。

(貸与者の決定の取消し)

第11条 市長は、貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与者の決定を取り消すことができる。

(1) 番号表示システムを市長が指示する期日までに無償貸与しないとき。

(2) 虚偽の内容により貸与者が募集の申込みをしたとき。

(3) 前条に規定する対応を速やかに行わないとき。

(4) 函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

(5) 談合等不正行為により処罰を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市民に番号表示システムを提供することが不適切と市長が認めるとき。

2 前項の規定により貸与者の決定を取り消した場合においては、市長は当該貸与者に対し、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、番号表示システムの無償貸与

に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の函館市広告付受付番号表示機の無償貸与に関する要綱の規定に基づき決定した貸与者については、改正後の函館市広告付受付番号表示機の無償貸与に関する要綱の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の函館市広告付受付番号表示機の無償貸与に関する要綱の規定に基づき決定した貸与者については、改正後の函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の函館市広告付受付番号表示機の無償貸与に関する要綱の規定に基づき決定した貸与者については、改正後の函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱の規定は、適用しない。